

**沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等
に関する政令の一部を改正する政令案要綱**

- 1 次に掲げる内国消費税等に関する特例措置の適用期限を5年延長することとする。
 - (1) 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置（第72条関係）
 - (2) 揮発油税及び地方道路税の軽減措置（第74条関係）
 - (3) 輸出物品販売場に係る消費税の経過措置（第89条の5関係）
 - (4) 酒販組合に関する経過措置（第110条関係）

- 2 製造用原料品の関税の減税又は免税の制度について、対象となる原料品の平成14年4月1日から同年5月14日までの期間における減免税割当数量を、バター及びバターオイルにつき20トン、脱脂粉乳につき49トンとすることとする。（第113条関係）

- 3 小規模企業に係る製造用原料品の関税の減税又は免税の制度について、対象となる原料品の平成14年4月1日から同年5月14日までの期間における減免税割当数量を、こんにゃく芋につき32トンとすることとする。（第114条関係）

- 4 この政令は、平成14年4月1日から施行することとする。